

★ 広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第九号）（
都市計画課）

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第二十八号）の施行
期日は、令和二年四月一日とすることとした。